

北海道石狩家畜保健衛生所 要 覧

〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘3番地

TEL:011-851-4779 FAX:011-851-4780

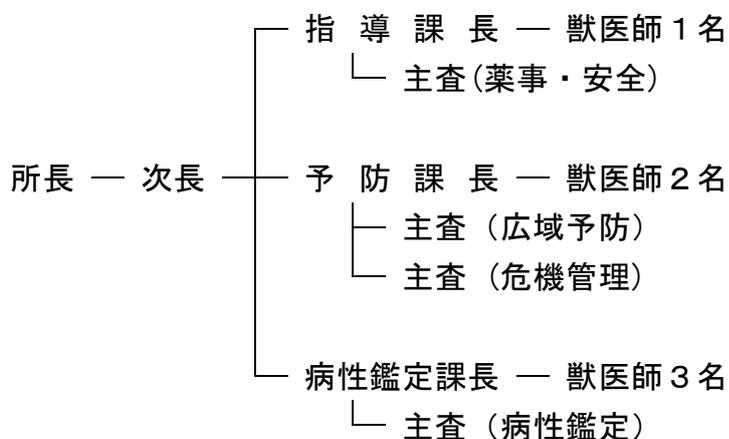
E-mail: ishi-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp

HP : <https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.html>

1 沿革

- 1950(昭和25)年11月 「家畜保健衛生所法」(昭和26年、法律第166号)に基づき「石狩家畜保健衛生所」を札幌市に設置
- 1952(昭和27)年 4月 石狩家畜保健衛生所を廃止し、「月寒家畜保健衛生所」及び「当別家畜保健衛生所」を設置
- 1965(昭和40)年 4月 月寒及び当別家畜保健衛生所を整備統合し、「石狩家畜保健衛生所」を札幌市に設置
- 1976(昭和51)年11月 庁舎新築に伴い現在地に移転
- 1997(平成 9)年 3月 疫学診断室増築
- 2002(平成14)年 3月 BSE検査室増築

2 組織機構



北海道には14カ所の家保があり、当所は、病性鑑定課のある基幹4家保の1つで、道南地域の渡島、檜山、後志、胆振、日高家保の病性鑑定部門も受け持っています。

3 管内畜産の特色

管轄区域は、石狩振興局管内、6市（札幌、江別、千歳、恵庭、北広島、石狩）、1町（当別）1村（新篠津）です。

家畜は乳牛、肉牛、豚、採卵鶏、馬、めん羊等が飼養されており、特に都市近郊型の酪農、採卵養鶏、養豚が盛んです。

4 事業概要

(1) 家畜伝染病予防事業

◎家畜伝染病予防法に基づく検査

家畜伝染病の発生予防のため、家畜伝染病予防法に基づき、管内の対象家畜について定期的に検査を実施しています。

◎家畜伝染病防疫

口蹄疫や高病原性・低病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合に備え、緊急防疫用資材の備蓄や防疫対応マニュアル等を作成するとともに、関係者を参集して防疫演習を実施し、危機管理体制を整備しています。また、発生した場合は、関係者一丸となって迅速に対応し、家畜伝染病のまん延を防止します。

◎輸入・移入家畜の着地検査

伝染性疾病の侵入を未然に防止するため、輸入家畜及び都府県からの移入家畜の検査を実施し、隔離飼養や飼養衛生管理などについて調査、指導を行っています。

◎飼養衛生管理基準の周知及び遵守への取組

伝染性疾病の侵入・発生・まん延防止のため、家畜飼養者に家畜の飼養衛生管理基準の周知・徹底を図るとともに、遵守状況の助言・指導等を行っています。

(2) 家畜衛生指導事業

◎家畜衛生指導

公共牧場における放牧家畜の疾病による損耗防止及び生産性向上のため、臨床、血液、寄生虫ウイルス抗体検査等を定期的実施しています。また、農場において生産性を阻害する慢性疾病の調査・検査を行い、有効な対策を検討して生産性向上を図っています。

◎家畜衛生に関する情報の提供

年2回の広報誌「家畜衛生情報」の発行や重要疾病発生時のファックスによる速報の提供、関係者に対する講習会の開催等により、発生予防・まん延防止対策の啓発に努めています。また、業務の推進によって得られた成績については、家畜保健衛生業績発表会や各種学会等での発表、専門誌への投稿など、家畜衛生の向上に役立てています。

◎動物薬事・安全

動物用医薬品販売業許可に関する業務、動物用医薬品の適正流通・適正使用の監視指導、抗菌性物質残留防止対策等を実施しています。

(3) 病性鑑定業務

◎伝染性疾病・不明疾病等の診断及び原因究明

病理、細菌、ウイルス、生化学、寄生虫学的検査を行うことで疾病の病因を究明して、予防や対策等に生かしています。また、病性鑑定の基幹家保として、一般家保から依頼された、高度な検査を必要とする検体を受け入れ、病性鑑定を実施しています。

◎牛海綿状脳症（BSE）検査

家畜伝染病予防法第5条に基づき、空知、渡島、留萌、網走の各BSE検査室で採材した検体のBSE検査を実施しています。

◎種畜衛生検査

種雄牛、種雄馬の衛生検査を行い、繁殖障害の原因となる疾病のまん延を防止しています。

◎病性鑑定技術研修

高度な病性鑑定技術を有した人材を育成するため、全道の家畜保健衛生所職員を対象に各種技術研修を行っています。

